

小布施町霊園使用申込要領

▼霊園の名称と所在地

名 称	所 在 地	備 考
陽光霊園	小布施町大字小布施 2,475 番地の 5	大島・玄照寺の北側に隣接
ふくじゆ 福聚霊園	小布施町大字都住 820 番地 1	矢島・伝教寺の南側に隣接

▼募集区画

陽光霊園 15 区画

イ-3、ロ-5、ニ-3、ホ-9、ヘ-8、ヘ-15、ヘ-22、ト-20、リ-8、ヌ-14、ヌ-17、ヌ-18、ヌ-19、ル-8、ル-9

1 区画の面積 4.64 平方メートル

福聚霊園 3 区画

No. 2、No. 29、No. 52

1 区画の面積 4.3 平方メートル

※配置図をご覧ください、できる限り現地を確認してください。

▼使用料

陽光霊園、福聚霊園ともに 30 万円

※使用許可後 1 か月以内一括納入いただきます。

※共有部分の清掃料として毎年 2,000 円がかかります。(今年度は月割)

▼申込資格

申し込み時点で小布施町に本籍か住所があること。

※既に町霊園を使用している方は申し込みできません。

※1 世帯で複数の申し込みはできません。複数の申し込みが明らかになった場合は、すべての申し込みを無効とします。

▼申込受付

(1) この要領に添付の申込書に必要事項を記入・押印の上、受付期間内に提出してください。(郵送可、期間内必着)

申込受付期間 令和 6 年 4 月 22 日 (月) ~ 5 月 10 日 (金)

受付場所 小布施町役場 1 階 住民係

※郵送の場合

〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491-2 小布施町役場住民係

(2) 住民票及び戸籍の閲覧について拒否の場合は、住民票の謄本(続柄と本籍の記載があるもの)

を添付してください。

(3) 複数の申込者があった場合は抽選とします。抽選日については後日申込者へ案内します。

▼霊園の使用にあたっての注意事項

- ・墓地としての用途以外には使用できません。
- ・区画内は、使用者が管理・清掃を行い、常に清潔な状態を保つようにしてください。
- ・墓石の建立、納骨の際の手続き・申請は不要ですが、他のお墓から遺骨を移す（改葬）の場合は、所定の手続きが必要になりますので、ご相談ください。
- ・霊園の承継は、祭祀を相続する者以外は認められません。また、承継には所定の手続きが必要になりますので、ご相談ください。
- ・霊園が不用になったときは、その場所を現状に回復して返還してください。
- ・納めていただいた**使用料は返還しません**。（許可を受けた日から1年以内の返還を除く。）
- ・次に該当する場合は、霊園使用の許可を取消され、現状に回復して返還していただく場合があります。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - (2) 許可なく使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
 - (3) 偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (4) 法令及び町の霊園に関する条例・規則若しくはこれに基づく命令に違反したとき。
- ・霊園使用許可後 20 年を経過して霊園使用者や縁故者の所在が不明なときは、霊園の使用権が消滅します。

問い合わせ

小布施町役場 住民税務課 住民係

〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491-2

電話：026-214-9109（直通） ファックス：026-247-3113

メール：jumin@town.obuse.nagano.jp